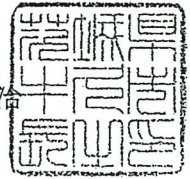


牛久市告示第 95 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年5月1日

牛久市長 根本 洋



1. 都市計画の種類
道路

2. 都市計画を変更する土地の区域

都市計画道路3・3・10城中・田宮線

牛久市大字田宮町 字中屋敷、字班離、字原谷ツ、字落合、字大坂、
字押出しの各一部

3. 縦覧場所

牛久市役所建設部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画道路の変更（牛久市決定）

都市計画道路 3・3・10 城中・田宮線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形 式	車線 の数	幅員	地表式の区間こ おける鉄道等と の交差の構造	
幹線 道路	3・3・10	城中・田宮線	牛久市 城中町 字小馬様台	牛久市 田宮町 字班離	牛久市 牛久町 字大流	約 2,560m	地表式	2 車線	22m	幹線街路と平面 交差3箇所 幹線街路3・3・46 号牛久・土浦線と 立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

地域の安全で円滑な交通を確保し、沿道の有効な土地利用を図るため、都市計画道路を変更するものである。

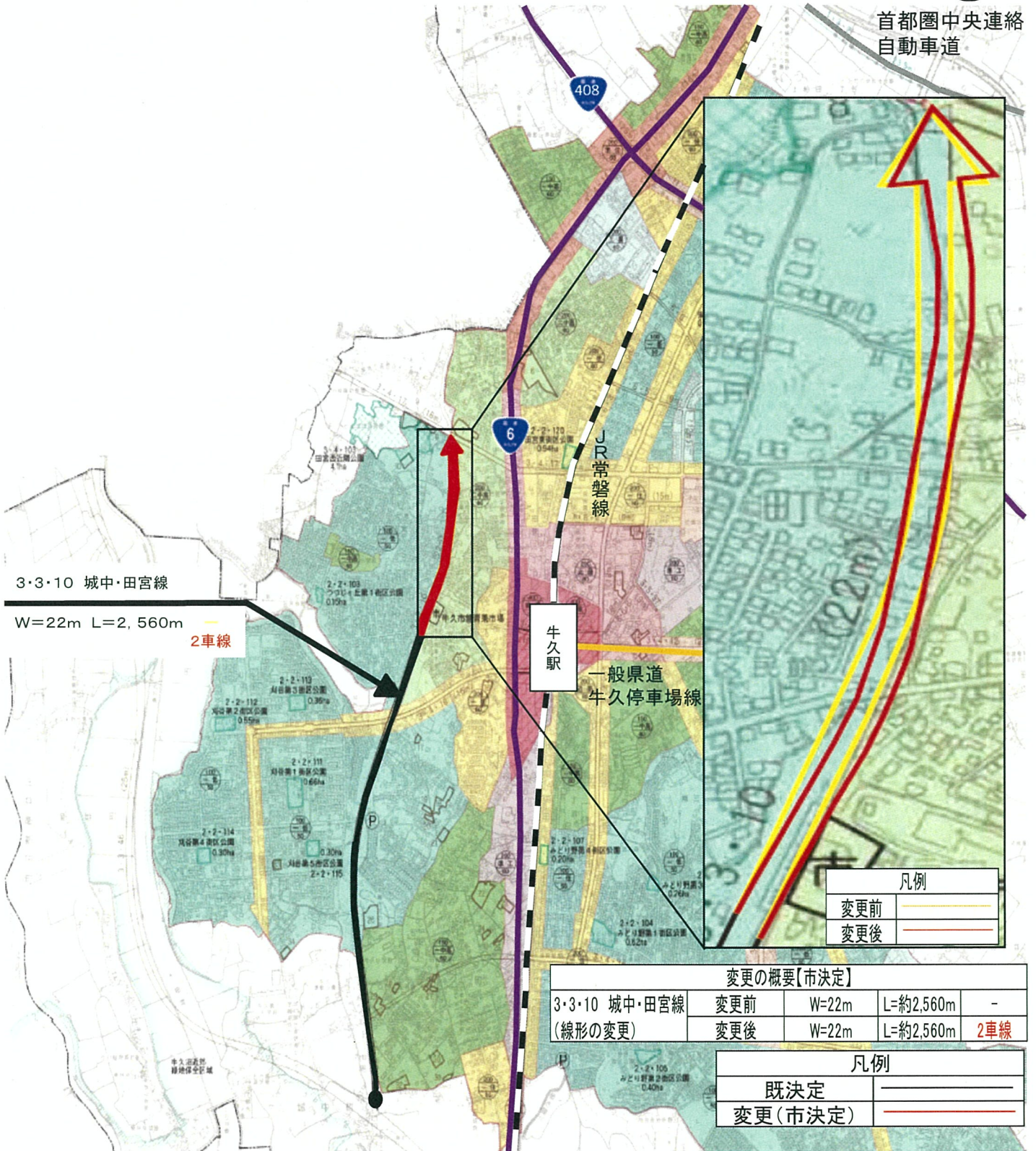
新 旧 対 照 表

区 分	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形 式	車線 の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	
新	幹線 道路	3・3・10	城中・田宮線	牛久市 城中町 字小馬様台	牛久市 田宮町 字班離	牛久市 牛久町 字大流	約 2,560m	地表式	2 車線	22m	幹線街路と平面 交差3箇所 幹線街路3・3・46 号牛久・土浦線と 立体交差	中心線の 振りが 15 m程度で、 当該変更
旧	幹線 道路	3・3・10	城中・田宮線	牛久市 城中町 字小馬様台	牛久市 田宮町 字班離	牛久市 牛久町 字大流	約 2,560m	地表式	—	22m	幹線街路と平面 交差3箇所 幹線街路3・3・46 号牛久・土浦線と 立体交差	に係る区 間の延長 が 50m未 満の変更

竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更【牛久市決定】



首都圏中央連絡
自動車道



3・3・10 城中・田宮線
W=22m L=2,560m 2車線

凡例	
変更前	
変更後	

変更の概要【市決定】				
3・3・10 城中・田宮線 (線形の変更)	変更前	W=22m	L=約2,560m	-
	変更後	W=22m	L=約2,560m	2車線

凡例	
既決定	
変更(市決定)	

【変更理由】

都市計画決定当初、周辺の住宅団地の建設等が進んでいない面的な開発の狭間であった地区において、住宅団地の開発等により、不規則な形態のまま道路が形成され、当初想定していなかった不規則な交差点が形成されることから、線形を変更することとし、地域の安全で円滑な交通を確保し、沿道の有効な土地利用を図るものである。